

特定建設作業について

愛知県では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業を「特定建設作業」として指定し、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

岩倉市内において、特定建設作業を含む建設工事を施工しようとする者(元請け業者)は、当該建設作業の実施を、作業開始の日の7日前まで(作業開始日及び届出日は含まず)に岩倉市長宛てに届け出てください。

なお、岩倉市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合には、建設工事の施工業者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告などができます。

1 規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

北設楽郡の設楽町、東栄町及び豊根村を除く県内市町村の、都市計画法の「工業専用地域」及び「都市計画区域以外の地域」を除く地域^(※)が規制対象となります。岩倉市内では、全ての地域において対象となります。

(図) 市町村別の規制対象地域



○規制対象地域となる用途地域等

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域
- ・ 近隣商業地域
- ・ 商業地域
- ・ 準工業地域
- ・ 工業地域
- ・ 都市計画区域で用途地域の定めのない地域(市街化調整区域)

※ 岡崎市、豊田市及び新城市内には「都市計画区域外の地域」が含まれる。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く県内53市町村のすべての地域が規制対象地域とされています(名古屋市内は市条例が適用されます)。したがって、岩倉市内では、全ての地域において対象となります。

2 規制対象建設作業 (○は全て対象、×は対象外)

※ 当該規制対象建設作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

区 分	騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
	種類の 番号	原動機の定格出力等規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等規制対象条件	騒音		振動	
					種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件
くい打機を使用する作業	①	・もんけんを除く ^{注1)} ・アースオーガーと併用する作業を除く	①	もんけん及び圧入式くい打機を除く ^{注1) 注2)}	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	①	圧入式くい打くい抜機を除く ^{注1)}	①	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
びょう打機を使用する作業 ^{注3)}	②	○	—	×	②	○	—	×
さく岩機を使用する作業 ^{注4) 注5)}	③	○	—	×	③	○	—	×
空気圧縮機を使用する作業	④	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く	—	×	④	騒音規制法の条件と同じ	—	×
コンクリートプラントを設けて行う作業	⑤	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
アスファルトプラントを設けて行う作業	⑤	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
(A) バックホウを使用する作業 ^{注6)}	⑥	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(B) トラクターショベルを使用する作業 ^{注6)}	⑦	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(C) ブルドーザーを使用する作業 ^{注6)}	⑧	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(D) パワーショベル、スクレイパを使用する作業	—	×	—	×	⑨	○	—	×
上記(A)(B)(C)(D)以外で、これらに類する機械を用いる作業	—	×	—	×	⑨	最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る	—	×
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体または破壊する作業	—	×	—	×	⑥	○	—	×
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	×	②	○	—	×	②	○
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	—	×	—	×	⑦	○	—	×
コンクリートカッターを使用する作業 ^{注4)}	—	×	—	×	⑧	○	—	×
ロードローラー、振動ローラー又は圧機を用いる作業	—	×	—	×	⑩	○	—	×
舗装版破砕機を使用する作業 ^{注4) 注7)}	—	×	③	○	—	×	③	○
ブレーカーを使用する作業 ^{注4)}	—	×	④	手持式ものを除く	—	×	④	振動規制法の条件と同じ

注1) くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等がある。人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2) アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが、振動関係では対象となる。

注3) びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る

注5) さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

注6) 当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、騒音規制法の規制対象から除かれるが、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

注7) 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

3 規制基準

規制の種類別	地域の区分	基 準	
基準値	① ② ③	騒音 85 dB	振動 75 dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	① ② ③	連続6日を超えないこと	
作業日	① ② ③	日曜日その他の休日でないこと	

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

4 建設工事に関する注意事項

(1) 特定建設作業実施届出書は、建設工事を施工しようとする者が特定建設作業を開始する7日前まで（作業開始日及び届出日を含まず）に、岩倉市長宛てに提出してください（提出先は岩倉市役所環境保全課です。）。

例：7月15日から作業を開始する場合

7月15日（作業開始日） ← 7日間（7月8日から7月14日） → 7月7日までに届出

(2) 当該特定建設作業が法及び条例の届出対象となる場合は、法による届出を行ってください。届出用紙は、岩倉市ホームページ又は愛知県環境部のホームページから入手できます。

(3) 建設工事の実施にあたっては建設工事現場の周辺状況を十分調査し、できる限り低騒音・低振動の機械や工法を採用してください。

(4) 建設工事現場の周辺住民に対し、工事前に工事概要、期間、作業時間、騒音・振動防止対策、被害対策などの説明を行い、理解を得るよう努めてください。

(5) 建設工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するとともに、工事現場担当者は騒音・振動を監視し、苦情が発生した場合は誠心誠意を持って速やかに対応してください。

(6) 騒音・振動以外に粉じんなどが飛散するおそれがある場合は、その飛散を防止するため、散水や覆いなどを随時行ってください。

届出の例

作業の場所：岩倉市〇〇町△△…□□番地

用途地域：第1種住居地域

作業の種類：バックホウ（80 kW 以上）を使用する作業（法対象）

バックホウ（40 kW）を使用する作業（条例対象）

ロードローラーを使用する作業（条例対象）

バックホウ（80 kW 以上）を使用する作業については、法による届出（法⑥）、バックホウ（40 kW）を使用する作業については（条例⑨）、ロードローラーを使用する作業については（条例⑩）として届出書を提出する。

作業場所付近の見取図、工事工程表は特定建設作業を行う全ての場所及び期間について記載し、添付すること。

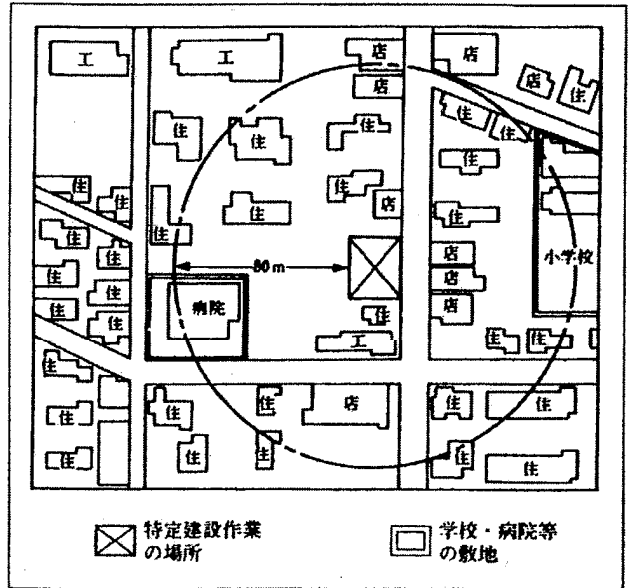
騒音の防止方法については、防音カバー、消音器の取付け、空ぶかしを行わない、無駄な作業は行わないなど具体的に記入すること。

(1) 特定建設作業実施届出書

騒音 振動		特定建設作業実施届出書	
岩倉市長 殿		年 月 日	
届出者		氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電 話 番 号	
騒音規制法第14条第1項（第2項） 振動規制法第14条第1項（第2項） 県民の生活環境の保全等に関する条例第46条（第1項・第2項） の規定により、次のとおり届け出ます。			
建築工事の名称			
建築工事の目的に係る施設又は工作物の種類			
特定建設作業の種類	騒音関係		
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19又は別表第20に規定する機械の名称、型式及び仕様	振動関係		
特定建設作業の場所			
特定建設作業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日 日曜日、祝日を除く
騒音又は振動の防止方法	時から	時まで	日曜日、祝日を除く
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
※受理年月日	年 月 日		
※審査結果			

添付書類 1 建設作業場所の周囲100m以上の付近見取図 1通
2 特定建設作業の工程を明示した全工事工程表 1通
備考 1 この届出書は、騒音規制法第46条第1項（第2項）
振動規制法第14条第1項（第2項）
県民の生活環境の保全等に関する条例第46条（第1項・第2項）
騒音規制法第14条第1項（第2項）
振動規制法第14条第1項（第2項）
に定める作業の種類を記載すること。
2 特定建設作業の実地の状態には、その期間中作業しないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実施期間が同じ日である日ごとにまとめること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実施期間が同じ日である日ごとにまとめること。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7 届出は、7日までに提出すること。

(2) 作業場所付近の見取図の例



注意……見取図は作業場所付近の周辺80mを含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。

(3) 工事工程表の例

この他に、建設作業全体の工程が必要です。建設工事と特定建設作業の工程表を原則として一つにまとめたものを提出すること（別々にしても可）

〇〇〇〇建設工事																					
特定建設作業工程表											作業期間 11月20日～12月9日										
月日	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	
特定建設作業																					
ブルドーザーを使用する作業				休																	
くい打機を使用する作業									休												
コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業																					

備考 1 作業時間はAM9:00～PM5:00までの8時間/日です。
2 くい打機を使用する作業の実働時間はAM10:00～PM3:00までの5時間/日です。

問合せ先

岩倉市市民部環境保全課環境グループ

0587-38-5808（ダイヤルイン）

愛知県環境部大気環境課調整・生活環境グループ

052-954-6214（ダイヤルイン）